

島農共公告第 11 号
令和 8 年 3 月 10 日

組 合 員 様

島 根 県 農 業 共 済 組 合
組 合 長 理 事 堀 江 眞

令和 8 年産麦に係る単位当たり共済金額について

標記の件について、下のとおり公告します。

区分	1 キログラム当たり共済金額の範囲									
	順位	第1位 円	第2位 円	第3位 円	第4位 円	第5位 円	第6位 円	第7位 円	第8位 円	第9位 円
1類 (秋まき小麦)	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象表	うち課税対象農業者に係るもの								
		119	109	91	73	54	36	18	14	9
		うち免税対象農業者に係るもの								
		128	115	95	76	57	37	18	14	9
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象表以外の対象表	うち課税対象農業者に係るもの								
		78	74	63	52	40	29	18	14	9
		うち免税対象農業者に係るもの								
		87	80	67	55	43	30	18	14	9
種子麦	152	140	124	109	93	78	62	47	31	
対象表及び種子麦以外の麦	18	14	9							
2類 (春まき小麦)	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象表	うち課税対象農業者に係るもの								
		181	166	145	123	101	80	58	44	29
		うち免税対象農業者に係るもの								
		190	172	149	127	104	81	58	44	29
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象表以外の対象表	うち課税対象農業者に係るもの								
		131	126	112	99	85	72	58	44	29
		うち免税対象農業者に係るもの								
		140	131	116	102	87	73	58	44	29
種子麦	268	241	214	188	161	134	107	80	54	
対象表及び種子麦以外の麦	58	44	29							
3類 4類 (地域インデックス方式に係る小麦)	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象表 (秋まき)	うち課税対象農業者に係るもの								
		119	109	91	73	54	36	18	14	9
		うち免税対象農業者に係るもの								
		128	115	95	76	57	37	18	14	9
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象表以外の対象表 (秋まき)	うち課税対象農業者に係るもの								
		78	74	63	52	40	29	18	14	9
		うち免税対象農業者に係るもの								
		87	80	67	55	43	30	18	14	9
	種子麦 (秋まき)	152	140	124	109	93	78	62	47	31
	対象表及び種子麦以外の麦 (秋まき)	18	14	9						
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象表 (春まき)	うち課税対象農業者に係るもの								
		181	166	145	123	101	80	58	44	29
		うち免税対象農業者に係るもの								
		190	172	149	127	104	81	58	44	29
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象表以外の対象表 (春まき)	うち課税対象農業者に係るもの								
		131	126	112	99	85	72	58	44	29
	うち免税対象農業者に係るもの									
	140	131	116	102	87	73	58	44	29	
種子麦 (春まき)	268	241	214	188	161	134	107	80	54	
対象表及び種子麦以外の麦 (春まき)	58	44	29							
5類 (秋まき二条大表)	対象表	うち課税対象農業者に係るもの								
		109	107	88	70	52	33	15	11	8
		うち免税対象農業者に係るもの								
		115	113	93	74	54	35	15	11	8
	ビール麦	138	124	110	97	83	69	55	41	28
種子麦	237	213	190	166	142	119	95	71	47	
対象表、ビール麦及び種子麦以外の麦	15	11	8							

区分	1 キログラム当たり共済金額の範囲										
	順位	第1位 円	第2位 円	第3位 円	第4位 円	第5位 円	第6位 円	第7位 円	第8位 円	第9位 円	第10位 円
6類 (春まき二条大麦)	対象麦	うち課税対象農業者に係るもの									
		104	103	85	68	50	33	15	11	8	
	ビール麦	うち免税対象農業者に係るもの									
		110	108	90	71	52	34	15	11	8	
	種子麦	137	123	110	96	82	69	55	41	27	
対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦	206	185	165	144	124	103	82	62	41		
7類 8類 (地域インデックス方式に係る二条大麦)	対象麦 (秋まき)	うち課税対象農業者に係るもの									
		109	107	88	70	52	33	15	11	8	
	ビール麦 (秋まき)	うち免税対象農業者に係るもの									
		115	113	93	74	54	35	15	11	8	
	種子麦 (秋まき)	138	124	110	97	83	69	55	41	28	
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 (秋まき)	237	213	190	166	142	119	95	71	47	
	対象麦 (春まき)	うち課税対象農業者に係るもの									
		104	103	85	68	50	33	15	11	8	
	ビール麦 (春まき)	うち免税対象農業者に係るもの									
		110	108	90	71	52	34	15	11	8	
	種子麦 (春まき)	137	123	110	96	82	69	55	41	27	
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 (春まき)	206	185	165	144	124	103	82	62	41	
	9類 10類 11類 (六条大麦)	対象麦	うち課税対象農業者に係るもの								
104			87	75	63	51	39	27	15	11	8
種子麦		うち免税対象農業者に係るもの									
		112	93	80	67	54	41	28	15	11	8
対象麦及び種子麦以外の麦	200	198	178	158	139	119	99	79	59	40	
12類 13類 14類 (裸麦)	対象麦	うち課税対象農業者に係るもの									
		137	136	116	96	76	56	36	16	12	8
	種子麦	うち免税対象農業者に係るもの									
		146	145	124	102	81	59	38	16	12	8
対象麦及び種子麦以外の麦	215	194	172	151	129	108	86	65	43		
16類	対象麦 (裸麦)	うち課税対象農業者に係るもの									
		142	141	120	99	79	58	37	16	12	8
	種子麦 (裸麦)	うち免税対象農業者に係るもの									
		152	150	128	105	83	61	38	16	12	8
対象麦及び種子麦以外の麦 (裸麦)	216	215	194	172	151	129	108	86	65	43	

- 備考：1 この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- 2 この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- 3 この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- 4 この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- 5 この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- 6 この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。